

○公売保証金の取扱いについて

昭和35年5月24日

35税第481号

総務部長

国税徴収法第100条第1項の規定による公売保証金の取扱いを下記のとおり定めたから誤りのないよう処理されたい。

記

- 1 公売保証金を納付させる場合と納付させない場合の判定は、原則として次によること。
 - (1) 公売に付する財産について、買受代金を公売当日に納付させる場合又は公売に付する財産が電話加入権その他これに類する無体財産権である場合は、公売保証金を納付させないこと。
 - (2) 前号に規定する場合以外の場合は、見積価額にかかわらず公売保証金を納付させること。
- 2 公売保証金の金額を定める場合には、取扱いの便宜を考慮し、100円未満の端数のないように定めること。
- 3 公売保証金を買受申込者から納付させる場合には封筒（第1号様式）に所要事項を記入させた上で納付させること。
- 4 買受申込者から公売保証金の納付があつたときは直ちに金額等を確認し、次によること。
 - (1) 買受申込者から公売保証金の納付があつたときは、公売保証金整理票（第2号様式）の受入欄に所要事項を記入すること。
 - (2) 最高価申込者となつた者の納付した公売保証金は、返還することなく、直ちに県税に伴う歳計外現金納付書（神奈川県県税取扱要領について（昭和45.12.15 45税第255号）の通達第215号様式の2）により納付させ、又は歳計外現金領収証（同通達第265号様式）により領収すること。
 - (3) 最高価申込者とならなかつた者の納付した公売保証金は、できうる限り公売日において買受申込者に返還することとし、返還したときは、公売保証金整理票の払出欄に所要事項を記入するとともに返還を受けた者の受領印を徴すること。
- 5 この通達による公売保証金の取扱いについては、インターネットを利用して行う共同公売には適用しないこと。

附 則（平成16年税第557号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成18年税第115号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成20年税第14号）

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年税第1206号）

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年税指第118号）

この通達は、通知の日から施行する。

公 売 保 証 金

売却区分	
保証金額	00円
納付年月日	年 月 日

上記の金額を公売保証金として納付します。

入札者

住 所
(所在地)

氏 名
(法人の名称)

代理人

氏 名

- 備考 1 売却区分番号ごとに別封筒を用いてください。
- 2 代理人が納付する場合は、委任状を提出してください。
- 3 共同で入札する場合は、入札者欄には代表の方について記載してください。

神 奈 川 県

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4横長型)

公売保証金整理票 公 売 年 月 日 }
 公売保証金納付年月日 } 年 月 日

売却区分 番 号	受 入		払 出				備 考
	保証金額	納 人	返還年月日	保証金額	受 領 人	受領印 (署名可)	

- 備考 1 売却区分番号ごとに別葉を用いること。
 2 買受申込者の代理人が公売保証金を納付し、又はその返還を受ける場合は、「納人」又は「受領人」の欄にその旨を記載すること。
 3 買受申込者の代理人が公売保証金を納付し、又はその返還を受ける場合は、委任状が必要となること。
 4 最高価申込者となつた者の公売保証金は、返還することなく直ちに指定金融機関又は指定代理金融機関に納付させるものであるが、この整理票では、いったん返還したものとして整理すること。
 5 この整理票は、公売の一件書類に編てつして整理保管すること。